記載例: 非嫡出子、胎児認知あり(日本人父、外国人母が戸籍上婚姻していない場合) 鉛筆、シャープペンや消えやすいインクで書かないでください。 記載した文字などを訂正・加筆・削除するときは、修正液、修正テープ等は使用せず、誤字に二重線を引き、訂正削除して下さい。 月 B 受 理 令和 年 出 牛 届 窓口届出日、 第 人名には外国文字(アルファ または投函日 ベット等)や「・」(なかてん)、 令 和 年 7 7 日届出 送 付 令和 年 月 「,」(コンマ)、「.」(ピリオド) 第 等の符号を使用することはで 「生まれたとこ 書類調査 記載調査 戸籍記載 使 大 きません。 ろ」は、acte de 総領事 在マルセイユ日本国 naissance に記 載されている出 がいむ るいたろう (よみかた) 生地(通常病院 父母と □嫡 出 の住所)を日本 ルイ太郎 0 外務 生 子の氏名 語で記入くださ 口嫡出でない子 続き柄 出生地・住所に 口/午前 生まれたとき 令和 4 年 5 月 6 日 9 時 09分 は「=」は使用し 口午後 フランス国ローヌ県リヨン市第 4 区クロワルース大通り 100 🎏 ないで下さい。 た 生まれたところ カタカナの氏名は、氏と 子 フランス国ローヌ県リヨン市第1区パリ通1 (4) 名の間を「、」か「、」で区 住 所 世帯主 の氏名 **外務** 世帯主と 翔也 子 切って下さい。 の続き柄 父母の氏名 父 母 デュポン、マリオンジュリー 外務 翔也 生年月日 (5)生 子が生まれたと 平成元 年8 月8 日(満35歳) 1990年 2月 2日(満33歳) きの年齢 ま 番地) 東京都千代田区霞が関2丁目3 本籍及び (6)n 筆頭者 母の 玉 籍 の氏名(戸籍の筆頭者の氏名) 日本 フランス 国籍 た 式をあげたとき、または、同居を始め きのうち早いほうを書いてください 婚式をあげたとき (7)同居を始めたとき 子 □ 1. 農業だけまたは農業とその他の □ 2. 自由業・商工業・サービス業 □ 3. 企業・個人商店等(官公庁は 本籍地には「-」は使わず、 0 **\*数が1人から99人まで** 子が生まれたのと おもな仕事と 戸籍通りにご記入ください。 の世帯(日々または1年未満 (8)父 □ 4.3にあてはまらない常用勤労 × 2-6 用者は5) 外国人母の自筆署 ٢ 5.1から4にあてはまらないそ ○2丁目3番地 名と氏名をカタカナ □ 6. 仕事をしている者のいない世紀 母 (姓、名)で記入 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書 (国勢調査の年… (9) 父母の職業 父の職業 母の職業 会社員 会社員 日本国籍を留保する 名 デュポン、マリオンジュリ 署 印 -出生登記証明書を添付する。 郵送の場合 -郵送による届出である。 -出生子について日本人父から令和4年3月2日胎児認知届出 0 -出生子は「外務」の氏を称し日本国籍を取得し、下記に新户籍を编成する。 東京都千代田区霞が関2丁目3番地 お子様の名については、フランスの出生証明書の名前と日 他 本側へ届け出る名前(戸籍に記載する名前)が異なる場合 には、出生届の「その他」欄に次のようにお書きいただく必 要があります。 口. 母 □2. 法定代理人 □3. 同居者 (例)仏側の出生証明書の名は、「ルイ太郎ロマン」と記載さ 届 れているが、日本側には「ルイ太郎」と届け出る。 <sup>住 所</sup>フランス国ローヌ県リヨン市第 1 区パリ通1 出 本 籍 フランス国 捺印は不要です (戸籍の筆頭者氏名) 署名 1990年2 印 月 2 日生 デュポン、マリオンジュリー

クリストリス 連絡先及び電話番号 外国人母の自筆署名と、氏

名をカタカナ(姓、名)で記入

事件

1, rue de Paris, 69001 Lyon TEL. 06 78 90 00 00

Email: gaimushoya@todokede.com

フランス国内の現住 所、日中ご連絡可能 な電話番号、及び E メールを記入ください

## 記入の注意

- 1.届書はすべて日本語で書いてください。 また鉛筆や消えやすいインキで書かない でください。
- 2.子が生まれた日からかぞえて3か月以内 に出生地の大使館または、(総)領事館に 出してください。
- 3.外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子について、日本国籍を留保しようとするときは、3か月以内に届出を行わないと受理できなくなりますので、届出が遅れないよう特に注意してください。この場合は、必ず父か母(又は子の法定代理人)が届出人となってその他欄の「日本国籍を留保する」欄に署名してください。
- 4.子の名は常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。
- 5. □にあてはまるものに図のようにしるしをつけてください。
- 6.生まれたところは、生まれたときととも に戸籍に書かれますので、くわしく国名 から番地まで書いてください。

なお、病院名を書く必要はありません。

▶7.日本人父または母について本籍と筆頭者 (戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名 を書いてください。

> 父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてく ださい。

- 8.子の父または母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、「その他」欄に希望する本籍を書いてください。
- 9. 届書は2通(新しい戸籍がつくられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは3通) 出してください。
- 10. 日本国籍を留保し重国籍となった者は 22才までに日本国籍を選択し、外国籍を 放棄する旨の宣言を行わないと日本国籍 を喪失することがありますので、注意し てください。
- 11. 届け出られた事項は、人口動態調査(統 計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省 所管)にも用いられます。

## 出生証明書について

出生を証する書面としては、原則として外国官公署の発行する**出生登録 証明書**を添えて出してください。

ただし、医師の作成した出生証明書であっても差し支えありません。外 国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。

なお、医師が日本語で記入することができるときは、下記の出生証明書 欄を使用しても差し支えありません。

## 出生証明書



## 出生証明書記入の注意

- 1. 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
- 2. 出生証明書 (11) 欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産婦以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
- 3. 出生証明書 (14) 欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
- 4. この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産婦とともに立会った場合には医師が書くように1. 2. 3. の順序に従って書いてください。